

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

牧水郷農山村再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県、宮崎県東臼杵郡東郷町

3 . 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡東郷町の全域

4 . 地域再生計画の目標

東郷町は宮崎県北部の海岸部を有する日向市に接する内陸部の町で、総面積 218.73Km² のうち 8.7% は豊かな森林が占め、九州山脈を源とする耳川は、流域 6 町村の下流域である本町の中央部を東西に流れ、その両岸に農地や集落が点在する美しい自然を持った農林業の町である。特に全国的に有名な歌人若山牧水が本町に生誕したことから高い文化的土壤が潜在し、牧水の愛した山や川、田畠からなる美しい自然とそこに住む人々の生活空間は、「牧水郷」として町内外の人々から親しまれ、未来に引継ぐ貴重な財産として位置付けられている。これらのことから本町では、「21世紀にはばたく牧水のふるさとづくり」と称して、「住みやすく魅力あふれるまち」、「機能的で人にやさしいまち」、「豊かな心と文化を育むまち」などを目標に町づくりを行ってきている。

しかしながら、ピーク時に約 12,000 人あった人口は 16 年度末現在、約 4,900 人と大幅に減少し、近年の減少率は安定化してきてはいるものの、高齢化は確実に進行している状況（高齢者率 33.9%）で、基幹産業である農林業の労働力も極めて低下していて構造的な不況も相まって産業の維持にも苦慮している。

生活基盤や環境から見ると、本町が山間部で災害に弱い地形的条件に加え、より安全に、より早く、より多くの輸送や移動手段が求められる最近の生活形態に対応しきれなくなった道路網の整備が課題となっている。下流域と上流域の市町村を連絡する国県道の改良はほぼ完了しているものの、集落を結ぶ主要町道にあっての平成 15 年度末における 5m 以上の改良率は 28.4% で部分的な改良しか進んでいない。さらに林道舗装率は県平均 51.8% に対し、本町は 40.2% と低く、集落間を結ぶ林道のほとんどが砂利道であり、気象災害による通行止などの度重なる交通規制や、幅員も狭く急坂、未舗装の多い通行しづらい道路は、救急搬送をはじめ、環境面からも関係深い国土保全や農林地の維持生産に伴う農

林業の通作や生産物の輸送への影響は大きい。特に遠距離化した通勤通学や商業圏への往来、通院などに時間的な支障を与えると共に精神的なストレスも与える事になっていて、町内における意識調査でも若年層の転出の最大理由となっている。また、本町中心部には国内でも有数の耳川流域の国産材供給施設である33haにもおよぶ木材団地（市場、製材、加工施設等）を整備しているものの、町内山林からのアクセス時間もかかり、大量輸送も出来ない事から、近年の木材価格の低迷に伴うコスト縮減に苦慮している。

このように時代相応の道路網が確立していない事で重要視しているもうひとつの課題に、各集落における保健福祉活動や教育文化活動の地域格差の解消とその強化がある。本町では現在までに、住民の安心で安定した農村生活を守るため力を入れてきた事に、各集落での幅広い年齢層を対象とした健康検診や健康教室、高齢者世帯に栄養のバランスのとれた食事を提供する配食サービスや在宅の高齢者がいつまでも元気に生活できるようにと生活援助員を派遣し、軽易な日常生活の援助を行う軽度生活援助や、誰でも参加できる各種の生涯学習教室、女性学級、高齢者学級や町内外の異世代文化交流等の実施がある。これらの実施条件の整った集落では活動は順調に推進され、実績等から判断しても若年層にあっては生活にゆとりが発生し、一人暮らし高齢者等の孤立化が解消され健康寿命の延長に対する意識も確実に生まれてきていて、利用者も満足して実施地区以外の要望も高まった事で、町づくりのねらいである目標達成に向けて順調に進捗しているとらえている。しかし、路網整備の遅れがありこれらの活動が進まない地域にあっては、日常生活の不便さから来る若年層の流出等もあり、高齢者を支援する家族も減った事から、高齢者率は非常に高くなると共に孤立感が増し、在宅での自己参加による日頃の健康管理から遠ざかって、遠方の高度な医療施設への度重なる受診や入院、福祉施設への入所が多くなっている。よって、早急に全地域での日常的な医療、福祉、教育等の活動や推進の地域格差をなくし、実績の成果も研究しながら、より以上に強化していく事が路網の整備と共に望まれている。

これらのことから、ハード事業においては道路網の整備を、関連事業であるソフト事業においては保健予防活動や各種福祉、生涯教育、文化面の活動の地域格差是正と強化を以下のとおり推進する。

（1）道路網の整備

防災や国土の保全、農林産物の生産はじめ、若年層の定住化や高齢者が安心して暮らせる広域化した交流形態にも合致した生活空間の形成はもとより、低コスト時代にも対応した安心で安全な交通ネットワークの整備が最優先課題である。

町道においては、国県道の整備と共に路網の根幹をなす道路としての役割が大きく極めて重要であるので、未整備の路線区間を改良整備する事により、通行止めの解消やアクセス時間の短縮などを行い、系統的な交通網を構築する。

林道については、利用区域面積も広く、火災などの防災面や水源涵養などの環境面からも位置付けの高い重要な路線であり、集落間林道としての効果を高めると共に、効率的な施業や木材搬出等によるコスト縮減も図る観点から、舗装事業を実施する。

以上の整備に併せ、関連事業の町道、林道の事業を一体的に実施する事で総合的な路網を確立する。

(2) 保健予防活動や各種福祉、教育文化活動の地域格差是正と強化

関連事業で推進するこれらの事業は、道路網と併せて最も重要な課題であると位置付けしていて、道路網整備の進捗に併せ、医療や保健、福祉、文化教育面での活動を地域一円に実施し、地域格差をなくすと同時に、活動の実績等を参考に、より内容を強化する。

特に、県内において、本町の一人当たりの医療費が高いことに着目して見ると、そのひとつの要因に遠距離地域での日頃からの保健活動や医療、福祉の手が行き届かない原因もあり、その結果、入院、入所などの高度な処置が必要となる場合が多い事から医療費が高くなっている状況も見受けられる。また、山村部での生活に満足感を得られない原因の中には、自己向上のための生涯学習教育や文化的交流などの豊かさを実感できる空間がないことにもあると言える。よって、健康寿命を延ばしつつ、ひいては医療費抑制にもつながる各集落での健康教室や在宅訪問医療、介護や配食等の各種福祉事業等の実施を行うと共に、数多い各種生涯学習教室や地域間も含めた文化的な交流会も全地域において均等に積極的に実施する。

以上、支援処置による路網整備と関連事業である保健予防活動や各種福祉、教育、文化的な活動の地域格差をなくすと共に強化し、両方を効率的に推進する事で、諸々の物的問題の解決と、再生に向けて熱意ある人々の生活の安定を図りながら、町づくりの目標に掲げた、農山村である「牧水郷の町」を創造したい。

(目標 1) 町道整備による集落間のアクセスの改善

(年間通行止め日数を 1 % 以下に縮減)

(集落間通行時間を 5 0 % 短縮)

(目標 2) 林道整備による拠点（木材団地市場等）施設へのアクセスの改善

(年間通行止め日数を 5 % 以下に縮減)

(集落間通行時間を 5 0 % 短縮)

(目標 3) 保健福祉活動及び教育文化活動の円滑実施と強化

(町内全地域における各種活動の実施率 1 0 0 %)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

町の中心地と迫野内地区集落を結ぶ町道鶴野内東下線および集落間連絡林道である林道楠森塚線は、古くから町道台帳（S55年認定）及び地域森林整備計画（H8年）に登載されており、東郷町全体の路網上、もっとも根幹となる重要な路線である。

町道鶴野内東下線は古い時期に一次的な改良は終わっているものの、幅員が狭い上に、急坂で峠となっている突角部は気象災害の危険もあることから、この間を集中的に整備して、通学、通勤、通作等の安全と通行時間の短縮をはじめ、集落間や市場を結ぶ生活道の確保、ひいてはこの路線が町づくりの上からネックとなり遅延していた、地域の生活改善に結びつけたい。

また、これまで他事業で実施してきた林道楠森塚（舗装）線の要望区間は急坂未舗装であることから、山林作業や集落間の往来はもちろんのこと、水源涵養機能などの環境面の維持にも非常に支障を与えていた。よって、この間を重点的に整備して、これらの重要な問題解決を行いたい。

以上、この2路線を本事業で早急に整備する事により直接的な課題の解決を行うと共に、地域全体の強固な道路網の構築を図り、間接的に展開するその他の道路事業と共に、医療や福祉、教育文化面など活動の地域格差を解消すると共に強化し、牧水郷農山村区域である東郷町の再生を行いたい。

(5-2) 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・ 町道（東郷町） 東郷町
- ・ 林道（東郷町） 東郷町

[事業期間]

- ・ 町道（平成18年～21年度） 林道（平成17年～19年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 町道 610m、林道 2,362m
- ・ 総事業費

町道 1億5千万円（うち交付金7千5百万円）

林道 5千5百万円（うち交付金1千8百332千円）

(5 - 3) その他の事業

地域再生法に基づく特別の処置を活用するほか、牧水郷東郷町の町づくりのために、以下のような町独自の取組みを行うものとする。

その他の道路の整備

地域再生法に基づく事業とは別に、路網の維持や整備については、各集落公民館組織により年1回以上の維持管理の実施と啓発を行うと共に、他の道路整備事業等は継続的に実施する。

保健予防活動や各種福祉、教育文化活動の地域格差の解消と強化

道路網の確立により、広域で効率的な実施が可能となる訪問健康相談や検診に加え、各集落での幅広い年齢層を対象とした健康検診や健康教室、高齢者世帯に管理された食事を提供する配食サービスや声かけ活動、在宅の高齢者がいつまでも元気に生活できるようにと生活援助員を派遣した軽易な日常生活の援助や、誰でも参加できる各種の生涯学習教室、女性学級、高齢者学級や町内外の異世代文化交流活動を強化推進し、ゆとりのある生活の安定化を図ることで、ひいては道路網の未整備にも関係して、高齢者の孤立化も一要因であったと思われる医療費等の縮減に取り組む。

6 . 計画期間

平成17年度～21年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 . に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる協議会を開催して、達成状況の評価や改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし